資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千七百九十五万円減少し、九千九百九十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年一月五日

掲載頁　二十一頁（号外第一号）

平成二十七年一月十四日

東京都台東区東上野三―一八―七ＳＫ上野ビル三Ｆ

株式会社Ｉ―ＲＥＭＩＴ　ＪＡＰＡＮ

代表取締役　木下　真

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十七年二月十六日であり、株主総会の決議は、平成二十七年一月九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年六月二十七日

掲載頁　九十五頁（号外第一四五号）

平成二十七年一月十四日

東京都千代田区麹町三丁目三番地八

安田企業投資株式会社

代表取締役社長　安藤　正紀

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年六月二十六日

掲載頁　二三七頁（号外第一四三号）

平成二十七年一月十四日

東京都千代田区内幸町一丁目一番六号

エヌ・ティ・ティ国際通信株式会社

代表取締役　田中　和則

準備金の額の減少公告

当社は、利益準備金の額を六百万円減少し、百五十万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、平成二十六年十二月九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年六月十七日

掲載頁　六十六頁（号外第一三五号）

平成二十七年一月十四日

東京都中央区日本橋本石町一丁目三番二号

エム・ユー・オフィスサービス株式会社

代表取締役　山口　芳朗

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年一月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年一月十四日

東京都港区西新橋一丁目一七番八号

東洋スチール株式会社

代表取締役　矢野　正雄

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年一月十四日

鳥取県倉吉市広栄町九七一番地二一

山本印刷株式会社

代表取締役　山本　和宏

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である星祐輔が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年一月十四日

東京都千代田区霞が関三丁目二番六号東京倶楽部ビルディング

トウキョウマリン・フィナンシャルソリューションズ・リミテッド

日本における代表者　星　祐輔

限定承認公告

本籍北海道登別市美園町五丁目一番地一一、最後の住所北海道登別市登別温泉町一番地厚生年金病院医師住宅東―二

被相続人　亡　宇佐美太一

右被相続人は平成二十六年六月二十八日死亡し、その相続人は平成二十六年十二月二十五日札幌家庭裁判所室蘭支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月十四日

北海道登別市新生町二丁目一七―三―二―二二五

相続財産管理人　宇佐美行雄

限定承認公告

本籍北海道帯広市西一条南五丁目一九番地、最後の住所北海道帯広市西一五条南二丁目三番地三

被相続人　亡　齊藤　仲俊

右被相続人は平成二十六年十月十四日死亡し、その相続人は平成二十七年一月六日釧路家庭裁判所帯広支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月十四日

事務所北海道帯広市東七条南九丁目一六番地二

相続財産管理人　司法書士　中川　貴志

限定承認公告

本籍埼玉県所沢市東新井町二七〇番地、最後の住所埼玉県所沢市下富一八〇―七

被相続人　亡　髙松　淑江

右被相続人は平成二十五年十二月二十七日死亡し、その相続人は平成二十六年十二月十八日さいたま家庭裁判所川越支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月十四日

埼玉県所沢市中新井二―七七―一サンデートピア三〇三　限定承認者　髙松　大介

限定承認公告

本籍山梨県甲府市西高橋町三七四番地、最後の住所山梨県甲府市七沢町一七四番地二五

被相続人　亡　森　薫

右被相続人は平成二十六年二月十日死亡し、その相続人は平成二十六年十二月二日甲府家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月十四日

山梨県甲府市丸の内三丁目二〇番七号フォワードビル四階けやき通り法律事務所

限定承認者森光司

代理人弁護士　小澤　義彦

同　中村光太郎

債権申出の公告（第三回）

当規約型確定給付企業年金は、平成二十六年十月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月十四日

東京都大田区久が原三丁目二〇番二号

日立物流オリエントロジ株式会社確定給付企業年金

清算人　池谷裕一郎

正誤

ページ	段	行	誤	正
三四	上	終りから八1	一	二
〃	〃	五2		

お知らせ

第百八十回国会会議録は、本日発行の参議院会議録索引をもって、次のとおり終了いたしました。

平成二十七年一月十四日

独立行政法人国立印刷局

衆議院会議録

第一号から第三十八号まで

追録

索引

参議院会議録

第一号から第二十六号まで

追録

索引

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　一月十四日付第七号六四ページ
一八〇回）参会索引三二ページ
―ジ●同日付政府調達第七号五六ページ●同日付（第―ジ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）